### 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

因果関係: 刑事法判例抄(五)

不破, 武夫

https://doi.org/10.15017/14404

出版情報:法政研究. 14(2), pp.69-92, 1945-04. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

# 因 果 關 係

る因果關係とは何を指すのか。其れを問題とする値打は因果關係の問題は厄介である。一體、刑法で問題にす

どれだけあるのか。刑法上因果關係を論ずる必要なしと

概念は意欲または意欲可能性に基く態度である。ここに川教授によつて强く主張せられてゐる。『法律上の行爲する見解は、內外共に存し、吾が國に於いては、特に瀧

るものを排除する。刑法上因果關係はこの枠内において刑法的評價の枠が劃せられ、一切の刑法的評價の外にあ

結果の豫見可能性を前提とする限りにおいて故意またはは必要でないばかりか、むしろ無益である。而もそれは

因果

關

定められねばならない。

枠の外に出てこれを論ずること

不 破 武 夫

爲の因果關係を論ずる必要はないといはねばならない。』責任の理論の或場面に外ならない。刑法において特に行過矢と限界を同じくするから、行爲の因果關係の理論は

(瀟川教授●犯罪論序說、五〇頁)

が弄れてゐたととを反省する意味に於いて、私は、瀧川問題として取り上げられ、いささか見當はづれの抽象論從來、因果關係論が刑法總論の中で必要以上に重大な

るが、さりとて『刑法において特に因果關係を論ずると教授の右に述べられるところに深き共鳴を感ずるのであ

ろを述べて、本稿をすゝめる手懸りとしたい。

とを不必要」とは考へない。以下、

平常考へてゐるとこ

六九

謂ふまでもなく、

因果の概念は、

本來、

哲學的な論理

t

斯くの如き原因と結果との事實的依屬關係を可能にする 間的繼起は偶然でなくて必然であること、に在る。そし れる後行事實との間に、時間的繼起が存し、且つこの時 は ものを因果性と謂ふのであつて、 くの如き一般的な論理學的な概念であるから、 るが如きもの以外ではあり得ない。 する場合に必然的に考へざるを得ない關係なのである。 惟方式であつて、經驗の世界に於ける現象を吾々が把握 て、斯くの如き因果の概念は、 と云ひ、惹起せられたと考へられたものを結果と云ふ。 事實を觀察する場合に必ず之を惹起するものがあると考 學的な概念である。 る。此の場合、惹起するものと考へられたものを原因 刑法に於いて考へる因果關係といふことも、 原因として考へられる先行事實と結果として考へら 通常の説明に従へば、吾々が經驗的 經驗を構成する先驗的思 其の本質を爲すところ 因果性の概念は、 刑法理論 以上述ぶ 斯

がある。

て一般的に因果關係の問題を反省することの必要な所以

殊に犯罪論で問題にすべき事柄でないといふのは、 果との間に必然的な聯闢々係があるかどうかをきめるだ と」なる。 等々の謂はば事柄の純粹な刑法的評價 確定せられてはじめて、 果が生じたといふ事實、即ち行爲と結果との因果關係が がら、實際問題としては、犯人の行爲によつて一定の結 にそう謂ひ切る譯にもいかない。 けのことであるから、 て、それは、先行事實たる犯人の行爲と後行事實たる結 とも正確に確定せざるべからざる關係なのである。そし につき純粹な刑法學上の問題を考察するに先立ち、 に該當する場合であるか、犯人に責任を認めてよい 分類といふ点から一應理由のあることだと思ふ。然しな 即ち、 因果關係の問題は、 **甚だ簡單なやうでもあるが、** 刑法に定める定型的な構成要件 此處に、 の問題 裁判官が起訴事實 犯罪論に於い に立入ると 學問 是非 一概

先づ簡單な實際問題を考へてみることにしよう。 がひと喧嘩して之を刺殺してしまつた場合、

A

ない。 加へたもの 名共に殺人か傷害致死の責任を負ふことになつて問題 せよ。 にUの致命傷は腹部に受けたたゞ一個の刺創であつたと ABが共謀してのことならば殺意の有無に從ひ兩 同時犯ならば、 かが重大な問題となる。 其の刺創はAが加へたものかB それがAの振つた短

A と因果關係の は傷害致死の責任を負ふが、B あるととが確定せられ、 はたかだか傷害を以て 殺意がない限 ŋ

刀によることが證明されれば、

A の行為のみがC

Ø 死亡

のである。

との間の因果關係が確定せられないがために外ならない

が は

論

『ぜられるに過ぎない。次にUの致命傷がAB何れの

加

時犯であつても共同正犯と同様に論ぜられることとなる のであるが、AB共に殺意をもつて切りつけたのである に殺意がなければ、 へたものであるか不明であつたとせよ。此の場合AB 特に刑法第二百七條が適用せられ同 共

ならば、

目の前

で①が死んでゐるに拘らず、兩人共殺人

因

果

闕

倸

師が同時に鐵砲を擊つて誰かを怪我さしたやうな場合、 未遂をもつて論ぜられるに過ぎない。更らに、二人の獵

その怪我をさした銃彈が誰のものであるか確定出來なけ

假

þ

責任を負ふかといふ問題に立入ることは出來ない。斯く れば、みすみす怪我人を前に置きながら誰が過矢傷害の の如き事態の生するのは、 謂ふまでもなく、行爲と結果

重要であることが、 生した結果との間の因果關係の確定が、 法的評價が問題とせられるためには、 以上述ぶるところによつて、或る行爲につき純粹の刑 明白となつたと思ふ。ところでもう 先づ其の行爲と發 先決問題として

があつたから其の結果が發生した。其の行爲がなかつた 係の確定、といふことである。即ち、それは、 といふことは、行爲が結果發生のための必須條件たる關 其の行爲

一度考へてみる。行爲と結果との間の因果關係の確定、

t

ならば其の結果は發生しなかつたであらう、といふこと

遂に患

療を受けしめなかつたといふ過失責任が問題となるため たであらうことが最高度の葢然性を以て推測し得る場合 時に正常な醫師の治療が行なはれても其の患者は死亡し ものと謂はなければならぬ。若し此の場合に於いて、 れぬといふ懸念が存する限り、 適時に正常な醫師に診療を受けしめても死亡したかも知 ることは通常甚だ困難であらうと思ふが、 て確定せられなければならぬ、この關係を明白に確定す かつたであらう、といふことが、最高度の葢然性をもつ 者が死亡した、診療を受けしめたならば患者は死亡しな には、適時に正當なる診療を受けしめなかつたが故に患 者が死亡するに至つた場合、 治療してゐるうち、正當な醫師に診療せしめず、 の態度と患者の死亡との間の因果關係は確定せられない 其の適時に正常な醫師に診 問題となる民間療法業者 セニ 何れ にせよ、

然しなから、此の程度に於いても因果聯關が確定せられ さる限り、其れ以上刑法上の問題に立入ることの出來な

適

ende Wahrscheinlichkeit)を以て滿足しなければならぬ

活上の事實であるから、行爲と結果との必須條件關係と

るのは反覆して實驗することを得ない一回限りの社會生

に謂ひ難い場合が少なくない。固より、

實際上問題とな

謂つても、

それは、

最高度の蓋然性(Sicherheit Grenz

先行事實が作爲義務違反であるときは、其の不作爲がな

かつたならば其の結果は發生しなかつたであらう、

と俄

か簡單に決定することの出來ないことがあつて、殊に、

の確定を意味する。

此の關係は、

嚴密に考へるとなかな

獨逸の判例に闘聯して論ぜられてゐるものについて考へ いことは、改めて謂ふまでもないところなのである。 それではどんな場合に厄介な問題が起るのか。先づ、

てみよう。民間療法を得意とする者が相當に重い病人を

には其の不注意が問題となり得ると考へるならば、其れ に於いてのみ、其の治療者は無罪となり、然らざる場合

## は疑もなくあやまりである。

汽車や電車が其の専用軌道上で遊んでゐた幼兒を轢殺

下したといふ非難を発かれぬであらう。此の点に於いて それは、 義務の懈怠を理由とし幼兒轢殺の責任を認めるならば、 ればならぬ。 あらうことが、 時に汽笛をきいた監督者其の他 幼兒自身が汽笛を聞いてみずから避讓し得たか、 意ありとして責任が追及せられるためには、 因果關係の確定を明確にせずして有罪の判斷を 若し其の吟味を十分に盡さずして汽笛吹鳴 運轉手が汽笛吹鳴義務を懈怠した点に不注 最高度の蓋然性をもつて確定せられなけ によつて救 ひ出され 是非とも、 叉は適 たで

(二〇)汽笛吹鳴義務の懈怠と幼兒の轢殺

次の判例は、

疑義を容るる餘地あるものと謂はねばなら

٩̈́̈̈

判例集第二卷七三八頁)(大正十二年十月二十二日大審院第11刑事部判決、棄却、業務上過失致死被告事件

因

果

係

、判決事實) 被告平治ハ長野縣松本驛機關庫勤務鐵道

其線路 タ 業務上必要ナル注意ヲ怠リ右ノ方法ニ出テ其ノ儘進行 戒シ警笛ヲ鳴ラシ其ノ他危險ノ注意ヲ與フル方法又ハ徐 IJ ガ遊ど居リタ 東鎮摩郡中川手封字塔 月十三日午後四時五十三分田澤驛發下リ第七〇七號列車 機關手ナルトコロ名古屋驛發長野行ニシテ大正十十年六 ニ於テハ右横内某ヲ轢殺スル虞ナカリシニ 行急停車等危害ヲ未然ニ豫防スヘキ機宜ノ方法ヲ講ス ル爲遂ニ同兒ノ頭部其ノ他ヲ轢傷シ因テ死ニ致ラシメ 優二望見シ得ヘキヲ以テ此ノ場合其ノ進路 機關手トシテ乘務シ一時間十六哩ノ速力ヲ以テ長野縣 上 == かん ル テ同村横內某(大正十年一月三十一日生) ŀ コ TZ 同場所ハ南方約二 ノ原犀ノ宮神社 南方線路ヲ進行中 町ノ汽鑵車上 拘 ハラス此 ノ前 シ ル

タルモノナリ

判決理由)

原判決

ノ判示

ハ被告カ危害

ラ未然ニ豫防

スヘキ如何ナル機宜ノ方法ヲモ講セサリシコトヲ以テ業

七四

なる原因として被告運轉手の警笛吹鳴義務の懈怠が存す

他人ニ警告ヲ與ヘテ之ヲ救出ス機會ヲ揚 無ト云フヘカラ キ機宜 コトア 、ス旦 ルハ洵ニ所論ノ如シト雖場合 ノ方法ヲ講ス 原判決ハ徐行急停車等危害ヲ未然ニ ル = 於テハ轢殺 ヘシ ノ虞 L Ξ 依 ル ナカリ = ŋ ١ テ 絕 ハ その裏に警笛を鳴らしても誰も該幼兒を救出し得なかつ たかも知れないといふことを意味する。 たかも知れない、 S もないが、 葢然性ではあるが誰かが警笛を聞いて該幼兒を救出し 右の説明を別な謂ひ方をすれば、 といふことになるのであつて、これは、

ス ル 拘 點ニ重キヲ措キテ被告ノ業務上ノ過失ヲ認メタル ハ ラス此等業務上必要ナル注意ヲ怠リ其ノ儘進行 しても誰も女出し得なかつたかも知れないといふ狀態で

豫

防

シ

=

シ

タ

ŧ

效セサル

解スヘク警笛ノ如キハ生後一年有半ノ幼兒ニ對シテハ 務上必要ナル注意ヲ怠リタルモノト認メタル趣旨ナリト

奏

るが如き説明をしてゐる点である。

あらためていふまで

極めて尠な

法

政

研

筅

第十四

第二號

ト否トハ刑 ク又本件ノ發生ノ當時親權者又ハ後見人ニ過失ノ存 ī ナ ル ヲ以テ其 法上被告ニ對シ業務上ノ過失ニ因ル致死罪 ノ判示ニハ何等理由ノ不備アル コスル

コ

ŀ

ナ

あつては、

警笛吹鳴義務を懈怠したが故に此

の事故が發

折角警笛を鳴ら

生した、といふ譯にはいくまいではな

Ś

か

私

は

本件

に對する結局の判斷が正當かどうかとい

ふことを差當り

成立ニ消長ナシ故ニ論旨ハ理由ナシ

問題にしてゐるのではな

Š 唯

右に述べ

るが如

ŧ,

說

明

が仕

方、

В

ŏ

の考へ方に對し、

深き疑義をさしばさむ

他人ニ 問題となるの 警告ヲ與 ば、 ヘテ之ヲ救出 警笛の吹鳴により「場合ニ依リテハ スル機會ヲトラヘ シ ۸, ル =

ト云フベ カラズ」となし、まさに事故發生の重要

ト絶無

次第なのである。 發生した、

として其の責任をとふためには、

汽車の運轉手が前方注視義務を懈怠したが故に事故が 以上述べた

が發生した、 若し其の懈怠がなかつたならば事故は發生 前方注視義務を懈怠したが故に其の事 故

通過

ところに準じ、

て確定されなければならぬ。次に掲げる判例は、 此 の点 しなかつたであらう、

といふことが最高度の葢然性を以

に關し甚だ周到なる吟味を竭してゐるのであつて、 深き

院は、被告運轉手の前方注視義務の懈怠は之を認めたが 敬意を表するに價する。 即ち、 此の事案に於いて、 大審

假 ことを理由として、 たとしても、 りに共の義務の懈怠なくして遅滯なく非常措置をとつ 事 故 の發生を防止し得たとは考へられない 原判決を破棄し無罪の言渡をしてゐ

前方注視義務の懈怠と幼兒の轢殺

るのてある。

業務上過失致死被告事件

(昭和四年四月十一日大審院第一刑事部判決、 法律新聞第三〇〇六號所載) 破毁事實

庫詰機關手ナル (判決理由) 本件公訴事實ハ被告人ハ仙臺鐵道局機關 處昭和二年五月十二日午前七時五十五分

因

果

倸

闡通稱京踏切ニ差掛リタル (當時三歲) シ時速約四十哩 カ該踏切上ニ佇空シ居リタル ア速力 際偶々同村平間 ニテ宮城縣名取郡千貫村字京 = 太治郎次男久 拘ラス被 告

仙臺發第百四列車ヲ運轉シテ同日午前八時八分岩沼驛ヲ

久ヲ現認セス漫然進行ヲ繼續シタル爲遂ニ 轢傷シ因テ同兒ヲ即死セシメ タル モノナリト 同見ノ頭部 云フニ在 ヺ ŋ

人ハ機關手トシテ業務

上必要ナル前方注視

ノ義務ヲ怠

ij

仍テ諮譲ヲ案スル 昭和三年五月十二日右急行列車ヲ運轉シ = 被告人ヵ仙臺機關庫詰機關手 同 H 午前 八 ŀ 一時十 ・シテ

八分岩沼驛ヲ涌過シ次テー チ繼續シ京踏切ヲ通過シ タル 時間約四十哩 コト 及當日 右平間 1 速 力 太治郎 **æ** ーテ進行

次男當時三歳ナル久ヵ右列車

ニ依リ轢死シタル

1

ŀ

ハ被

所ナリ被告人ハ當時前方ヲ注視シ居リタル 告人ノ當院公判廷ニ於ケル其 ノ旨ノ供述 ニ徴シ明白 ŧ 京踏切 ĩ ーナル 何

物ヲモ認メサリシ (幾多の證據を綜合すれば) カ故ニ其 被告人ハ岩沼驛ラ

ノ儘進行ヲ繼續シ

タル

旨主張

ス

ν

ŀ ŧ

法

通

ノ鉄建

ロリタ

結果ナリヤ否ヲ案スルニ……該踏切ヲ距ル北方六十 間久カ該踏切線上ニ在リタルヲ現認セサリシモノト 過シテ京踏切ニ差掛 (原審檢證調書ヌ點) ヲ相當トス仍テ久ノ轢死ハ被告人ノ前方注視懈怠 ニ警笛ヲ吹鳴シ非常制動 若被告人ニ於テ前 達シ キ生後一 在在 崩 必ス自ラ逃避シ得 タ 害 白 久ヲ該踏切 ル ル際前方注視ノ義務ヲ怠リシ爲平 第十四卷 1ヲ死 年九月ノ嬰兒 リテハ右列車 = ナリト 際久ヵ該踏切上ニ 達ス 方注 v ノ措置チ ス然 レハ シ 視 第二號 3 4 小兒 ij ル ν ノ義務ヲ怠ラサ 脫出 執りタリ ŀ コ タルモノト推斷シ ノ警笛ヲ聽キ (記錄中死體檢案 ・モ其 ルノ存在 ŀ 能 在 セ (ア際被 3 リ 1 x サ ŀ タ ヲ認識シ サ ij ス v 間四 認定 3 'n 其 n ( 告人 ヲ認 ý 限 ŧ , Ŧ シ ŀ 注意 難 = 故ニ其ノ措置ニ出テ 仍ホ久ノ危害ヲ未前ニ防止シ得タリト爲スニ足ラサル 久ヲ軌道内ヨリ避難セシメ得ヘキカ之ヲ肯認 時間ヲ要ス 切 付稽フル 稍 リ大凡二秒前な**つよ**ヵ 於テ警笛ノ吹鳴ト共ニ非常制動ノ措置 ル 記載ニ依リ之ヲ認メ得ルモ他 ヶ 由 J タル ニ達シテ軌道内 トス然ラハ右ヌ點ニ於テ警笛ト共ニ非常制動ヲ爲ス | 々遲レテ右積重太郎ヵ同一方向ヲ京踏切附近マテ駈付 ŀ ヲ怠リ ナシ……果シテ然ラハ J ヲ認メ得ヘキ確證ナク……假ニ被告人ヵ右ヌ點 ŧ ŀ タ ヘク…… ハ原審證人訊問調書中右三名ノ其ノ (證據によっては) N = 囚 ヨリ嬰兒ヲ救出 リ平 サリシコ 右 同踏切ニ ノ如キ瞬時 蕳 他 久ヲ轢傷シ因 ニ被告人カ業務上必要 ŀ ニ何人ヵ其ノ附近ニ在 達ス 列車ノ モ亦久轢死 ブ間 ス ル ル 七六 ,京踏切 狀況 = = 果シテ良 テ死 付テ 出テタ |ノ原因 = 在 = ス ハ = 致 ル 幾 達 jν ル

ク平間

3

トを至

モ

許

カ 同 ル 合

,

ŧ ス

娢 3 揚

識シ得

カ

y

シ

コ

١

カ

直

得 尺

i

故二

ス

ル

ŀ

セ

٧١ カ

右

ヌ

點

書ニ依り之ヲ認ム)

……平間久ノ如

17 難 進行シ來ルヲ見 ŀ 未 丰 タ以テ 推 カ 故っ 認 t 久 結 サ ハヲシ 'n 局 レバ 何 ^ テ危 . 人 カ 力 ラ ź 然 ル = 當時 久 , 危難ヲ救 ٧, ン

シテ最先コ長谷なつよ(久ノ祖母)續テ平間マチ(久ノ母)

コ

トラ認メ得へキ證據ナキカ故ニ本作公訴事實ハ犯罪ノ

シ

タル ナル 一ト爲ス

力

きる。 必要であるが、 られることは、 とも周到に吟味せられなければならぬ、といふことにつ 純粹なる刑法的評價の問題に入るに先立ち、 なる行爲と結果との間の必須條件的關係の存立の有無は る。即ち、 V これだけが、 て一般的に考察せらるべき因果關係論 以上をもつて、私の述べんとする重要な点をつくした。 因果關係の問題が犯罪論に於いて抽象的に考察 それを要約すれば、 私の解するところによれば、 唯、 叙上の点を反省し検討する意味 斯くの如き必要のためのみにとどま 刑事裁判に當つて問題と の要点なのであ 刑法總論に於 豫め、 に於いて 是非

世

ろは、 は 『黄任の それでは一般に因果關係の問題として論ぜられるとこ 何であるか。瀧川教授は、 理論 の或場面に外ならない』とせられるが、 冒頭に述べた如く、それ

因

果

關

倸

るものであることを、

銘記せねばならぬ。

なほ、 多少の説明を必要とするであらう。

私は、夙に、

構成要件該當性の問題であると考へてゐる。

其のためには、 定すれば、それで一切が解決する、 法規定の類型的に豫定する場合に該當するかどうかを決 人罪、 Ø 所謂因果關係の問題が構成要件該當性の問題だ、 結果加重罪)等についてのみ、 實質犯に於いて、行爲と結果の發生との間に若干の時 的なへだたりの存する場合に限る。而して實際上は、 は、 元來、 具体的な場合に疑問があるなら、 傷害罪、 因果關係といふことが刑法上問題となるのは、 謂ふまでもなく總明なる裁判官により、 過失死傷罪、傷害致死罪(其の他の所謂 疑義が生ずるのである。 といふ意味である。 それ が果して といふ 刑 殺 間

れなければならぬ。 之と具体的な事實とを<br />
比照考覈する操作が、<br />
誠質に爲さ とB が喧嘩してB が軽傷を受けた、B は病院に運ばれる 極めて簡單な例を考べてみよう。

法解釋の原理に從つて構成要件を正當に解釋しながら、

と A 途中自動車事故で死亡したとする、 此の場合、 Bの死亡

然しながら、 の加害行爲との間の因果聯關は否定すべくもな 加害者人 の責任は傷害罪にとゞまり傷害致

刑法第二百五條に所謂 「身躰傷害ニ因リ人ヲ 疕 三致 シ タ

死罪となる餘地はない。

何

となれば、

斯くの

如き場合は

ル」ものと解することを得ないが故に外ならないのであ 因果關係中斷論も遡及禁止の理論も悉く不必要で

果關係說と結果を同じくするものであらうと思ふ。

ある。

而してかやうな考へ方は、大躰に於いて、

相當因

J

U

の結果が發生した場合、 は疑問の餘地はないが、 殺人事件で被害者の死亡は犯人の行爲に原因すること 唯 加害者の責任は殺人旣遂である。 豫想外の經路をとつて死亡

殺人未遂被告事件

(二 二)濱口首相狙擊事

偀

決**、**法律新聞第三四1二克斤&>

テル 田愛之助ヲ盟主ト 撲滅等ヲ主義綱領トス 〔理由〕 内ニ事務所ヲ有シ大陸積極政策ノ遂行並 被告人佐鄉屋留雄並二同松本良勝 シ東京麹町區永田町二丁目 ル思想團體愛國社 ノ同人ナルト = ハ 番地 孰 共產主義  $\nu$ モ岩 葵 木

第一、 外各所二於テ政友會院外團主催ノ下二開催セ 被告人留雄ハ昭和四年濱口內閣成立以後東京市內 ラレ シタル不

景氣打開演說會ヲ聽キ且政友會ヨリ發行セ

ラレタ

ı

禁斷行 ノ不祥 フ レツト其ノ他新聞紙ノ論説等ヲ閱讀シ濱口 ナル ノ時機ヲ誤リタル爲組閣當初 事態ヲ惹起シタル ヲ以テ同内閣更迭ス ノ聲明 アヲ裏切 內閣 ル シト 幾多 金解

愛之助被告人良勝其ノ他愛國社同人ニ接近シ其後引續

濱口首相狙撃事件に闘する判決を考へてみよう。

法第百九十九條に所謂

「人ヲ殺シタル」

В

のに該當する

と解せられ

る

か否かによつて定まる。

其の實例として、

念ヲ有ス

ル = 至

ŋ タ ル

カ 昭

和

五年七月頃

3

ŋ

前

記岩田

カゝ

. 或は殺人未遂にとどまるか

は

先づ具躰的な事態が

刑

積 世相 深刻 莊 的 テ 付スヘキ公開狀及斬奸狀ヲ起草シ且濱口首 所ニ於テ濱口內閣 = 口 n ハ 大臣濱口雄幸ヲ殺害 . 極政 內閣 湘 狙 囘 ャ 面 ト横濱間 ラ窺 政 南鎌 擊 和 訓 倫敦條約 ヲ見益濱口 ナル不景氣ノ爲失業者、 教社 五年十月十二、 案 ス 策ヲ標磅ス 對 ヒ共 倉 ル 1 鬆 シ コ ノバ = 大 自動 於ケ 間 露 ニ關シ外交軟弱統帥權干 ŀ 内閣ニ對スル不滿ノ情ヲ强メツツア 右 ン = 野車通路 準 憤 其 ル ヲ倒壌ス ル フ 政友會內閣之ニ代ル 決意ヲ 同首相 傰 慨 他 センコ  $\nu$ 三日 ラ讀 y シ ŀ ŀ シテ同 ク ノ實地踏査ヲ爲 ル 頃 前記岩田愛之助 トヲ決意シ其頃濱口首相 n ミ以上ノ問題 「統帥權問 1 別莊 結果若 倒產者、 ノ手段ト 前記葵ホテ 月 附 中旬 近ヲ徘 ヶ濱 -シテ時 犯其他 頃 題 犯罪者等續出スル 前後 一詳解」 シ以テ之ヵ ル ٠. П \_ 内 シト 內 就 柏 = 徊 ノ内閣 愛國社事 閣 モ キ ノ諸問 シ ヲ途ニ擁 回 打明 思惟 倒壤 テ 及 或 畐 バ モ 賣國 次分 一リ或 三交 亦濱 ŋ ヶ シ 題 同 總 セ Ìij 務 遂 . 3 理 起 タ シ ۷١

> 神戶 愛國 告ヶ旦右兇行ニ使用スヘキ拳銃ノ貸與方ヲ求 十月二十七日夕刻東京驛ニ於テ之ヲ決行 相カ軍備縮少ニ關スルラデオ放送ノ爲觀艦式陪觀 務所ニ於テ翌二十四日附東京朝日新聞夕刊ニ依り濱 二十七日朝彼告人良勝ヲ促シ同被告人ヵ前記葵ホテル 的ヲ以テ濱ロ首相ヲ殺害 一被告人良勝方ニ 歸 トシ右二十三日夜東京市 Ŧ 京 、ヨリ同月二十七日午後四 社事務所 1 ス ゼル式八連發拳銃(昭和五年押第一四 ヘキコ (第十七號室) ŀ 於テ同被 チ 知り此機 ス 赤坂區 告 ル 内本箱ノ抽斗ニ藏置保管セ ノ決意 入ニ 時五十五分東京驛着列 = 乘シ東京驛 對 田 ラ馬 シ 町二丁目十三番地 濱 セ t 口 內閣 ニ於テ ン ル 九一號 メ同 トス 旨 並 倒 、決行 年 先 π 壞 = プこ ノナル 來 口首 ·同月 旨 ノ目 車 n ナ

ル ン テ

因 果 關 倸 ル

J

ŀ

ァ

ı)

叉

度同月二十三日前記葵ホテル

內愛國社事

射 宅

ノ確實

ナル 同

コト 園

ヲ確メタル

上實包六發裝填

ノ右拳銃

地所

樋口美津雄所有

Ξ 係

リ當時

日堂則義

ノ居住

セ

ル邸

=

到 在

IJ

庭

內

=

於テ右拳銃

ノ試射ヲ行

Ł

該

**S**拳銃

ノ發

ヲ n

携帶

シ共ニ東京府荏原

郡目黑町字下目黑六百五十二番

七九

八〇

法

拳銃ヲ取出シ之ヲ揭帶シテ午前八時三十分頃東京市麴 區丸ノ内東京驛ニ到リ溗車ホームニ於テ濱口首相ノ到ル 縣下ニ於ケル陸軍特別大演習陪觀ノ爲東京驛ヲ出發スル ラヂオ放送ニ依 携帶シ同日夕刻東京驛ニ至り降車ホームニ (前記葵ホテル内ニ於テ被告人良勝ニ對シ其ノ日時場 依り同月十四日午前九時發列車ニテ濱口首相 ヲ知リ愈々此機ニ於テ決行センコトヲ決意シ同月九 頃右鍵ヲ使用シテ右抽斗內ヨリ實包六發裝塡 1.ノ抽斗 ノ距離 ノ列車 ・キ 意ヲ告ケ ŧ ル り續キテ同月二日附東京日日新聞朝 ヲ開披スへ ニ付同被告人ノ保管ニ 内ニ於テ被告人良勝 = ヨリ濱口首相 近付 J トヲ告ケタルカ同月十四日午前零 同被告人ヨリ右拳銃 キ タル キ鍵ヲ受領シタル 7 カ下車シタル際同首相 トア Ξ ı) |係ル前| 對シ明朝 シ 力十 於テ午後四 ノ藏置 上同 記拳銃ヲ 九時 力岡 月 .日午 シア ラ右 刊記 日 町 Ш 時 來 務所 押第 良勝 田町二丁目十三番地ノ自宅又ハ前記葵ホテル ヲ 向水道町百八番地ノ自宅ニ於テ死亡セシメ、第二、被告人 同首相ヲシテ昭和六年八月二十六日東京市小石川區 腹膜炎)並ニ之ニ續キテ隣接諸職器ノ罹患ヲ若起シ因テ ij 腸内ニ存セシ放線狀菌其他 相 下腹部ニ命中シ空腸其他ヲ損傷シテ體内ニ止リ其際右空 前方約七尺ノ地點ニ接近スル ヲ待受ケ午前八時五十五分頃同首相カ乗車ノ爲被告人ノ 介シ實包八發裝填 リタル 腹院内ニ漏出シタル爲放線狀菌病性左側橫隔膜下 即チ左側横隔膜下ニ於ケル放線狀菌病性化膿性限局性 ノ上腹部ヲ狙 八昭和五年九月下旬頃前記岩田愛之助 一四九一號ノー) (第十七號室) トコロ 豫テヨリ前項記載ノ被告人留雄ト略同樣 ヒテー發射撃シタル結果彈丸ハ同首相 內本箱、 ī モ ノ交付ヲ受ケタル後東京市赤坂區 1 ゼ ノ抽斗ニ之ヲ藏置シテ保管シ ノ雑菌 ル式八連發拳銃 ヤ携帯 ハ右銃創ニ基 セル拳銃ラ以テ同首 ノヨリ ノ愛國社事 留 小 ク穿孔ョ 川身治 和

一小日

日頃

コト

事

=

身邊約三尺 五十五分着

貸與 決行

ν

タ

ŧ  $\overline{\phantom{a}}$ 

五年

時頃前記奏ホテ 所ニ於テ決行ス

使用

ス

前

N

前記 七時

本箱 ラ

項記載 雄 ノ理 由 同被告人力濱口內閣倒壞 ニ依り濱口內閣更迭ノ意見ヲ抱キ居リタル折柄前 ノ如ク同年十月二十三日夜右自宅ニ於テ被告人留 ノ目的ヲ以テ時 ブ内

右兇行 七日朝被告人留雄ヨリ右決行 使用スヘキ前記学銃 ノ爲ニ先ヅ右拳銃 ノ貸與方ヲ求メラレ右二十 ノ試射ヲ

二十七

日夕刻東京驛ニ於テ之ヲ決行スヘキ

理大臣濱

口雄幸ヲ殺害

ス ^ キコ

トヲ決意

セ

ル

旨並

=

ーヨリ

爲スヘキ

テ東京驛 I 人良勝自ラ二回ノ射撃ヲ爲シテ發射ノ確實ナルコトヲ確 タルコ トアリ又同日夕刻被告人留雄ヵ右拳銃ヲ携帶シ 到 IJ タル Ŧ 偶濱口首相 ノ下車ニ先立テ皇族殿

年言渡**。**)

前項記載ノ如ク日堂則義方ニ赴キ同人方庭園ニ於テ被告

コトヲ促サレテ之ニ同意シ右拳銃ヲ携帶シ共ニ

葵ホ 右葵ホ タル ・ノ下車 J テ ・テル ŀ n ァ セ 內 リシ 歸り ラ ニ於テ被告人留雄ヨリ濱口首相ガ來ル十四  $\nu$ 夕 カ其後同年十一 タ ル後同被告人ヨリ右顕末 ル ヲ 知り恐懼 月九日頃前項 ノ餘リ決行 ラ止 ノ報告ヲ受ケ 記載 メテ前記 如 n

ぱき聞知シ且 來 閣 'n 總 日午前 ノ用 被告人留雄ニ於テ濱口首相ヲ狙擊シ之ヲ殺害セ 雄 次テ同月十四日午前零時頃右葵ホテル内 = ヨリ 於テ愈同首相ヲ殺害ス = 供スル 右兇行決行 九時東京驛發列車ニテ出發セントス モ ) ナ ノ爲前記拳銃 ル = ヘキ トヲ熟知シ乍ラ同 旨 ノ決意ア ノ貸與方ヲ ル = 告人ニ 求 於テ被告人留 = ル ノ抽斗ヲ開披 シラ ŀ 際シ ン チ 對シ實 鬪 ル ŀ 同瞬 ż ル 知 4 シ ル

ナリ テ前項記載ノ犯行ヲ容易ナラシメテ之ヲ幇助シ (佐郷屋に對しては死刑、 松木に對しては懲役十三 タル ŧ

スヘキ鍵ヲ交付シ以テ同拳銃ヲ貸與シ因テ同被告人ヲシ

包六發裝塡ノ右拳銃

ノ藏置シアル

前記本箱

長になつてしまつたが、 い譯でもないと思つた次第である。 でもあるし、 判決の事實記載の部分をまるうつしにしたので太分冗 たまには此 の種 御寛容を願ひ度い。 の摘録も必ずしも意味がな 判決の文章はたどた 事 柄 が事柄

因

果

法 研 究 第十四卷

どしく甚だ齒切れが惡い。これは從來の判決書の傳統的

そして進んで「檢事ハ(原審で認定した如く) 人旣逐ヲ以テ論スヘキモノナリト主張スルニ付案スル なして犯人の責任は殺人未逐にとどまるものと解した、 損傷スルニ至リタルモ殺害ノ目的ヲ遂クルニ至ラス」と 本件ハ殺 果關

育相 其れ 結果であることも、 が昭 はさておき、 和 五年十一 本件では、 月四 諒とせねばなるまいと思ふ。 日被告佐郷屋に腹部 要するに、 裁判所: を狙撃 は 濱 世 ァ りト

る

陷なく書きあげやうと苦心する(或は必要以上に苦心す

據説明や擬律の關係とにらみあはせながら、 な缺陷を示すものではあるが、之と同時に、

法律的に缺 裁判所が證

П

られた結果、 一字腸 內 二存 セシ放線狀菌其ノ他 ラ雜菌

に化膿性疾患を惹起し、 右銃創ニ基ク穿孔ヨリ腹腔内ニ漏出シタル爲」腹腔臓器 遂に昭和六年八月二十六日死亡

人旣遂の責任を認めた譯なのである。 するに至つた、といふ事實を認定して犯人に對しては殺

至るまでの事情については、 認定しつ 然るに本件に對する第二審たる東京控訴院は、 7 彈 丸ハ 同首相 前示判旨事實と殆 ノ下腹部 ニ命中シ腹壁 んど同様 狙擊 一ヲ賞

キ

腹腔内ニ於テ空腸五ヶ所ヲ貫通シ尚空腸間膜其ノ他ヲ

r

K

抑 々し定ノ行為トー定ノ結果 トノ間 = 刑法上ノ因

係

常態ニアラサル 發生カ全ク偶然ナル事情 日常經驗 云 上一般的ナ ハ ンカ爲ニ ハ該行爲 ル J ŀ ノ介入ニ因 ヲ要ス ヨリ結果 ル ル Ŧ 稀有 ノ發生 1 = ・モノト ノ事例ニ屬シ シテ該結果ノ ス ル 解ス = ኑ ル カ

ヲ相當トス而シテ濱口雄幸カ昭和六年八月 二十 六 トキハ刑 法上因果關係ナキ 日 放

線狀菌病性左側横隔膜下膿腸並之ニ縫發セル隣接諸臓器

ニ係ル鑑定書及原審第四回公判調書中證人鹽田廣重ノ供 ノ罹患ニ因リ死亡シタルコトハ鑑定人緒方知三郎 ノ作養

K

ノ形成 迹記載ニ依リ明ナレドモ右死亡ノ直接原因ヲ爲 二働キ タル放線 ノ加 セ ル 病竈 ヘタ

、銃創ニ因ル空腸窄孔ヲ通シテ腸內ヨリ腸腔內ニ漏出シ

タル キ證據ナク却テ鑑定人清野謙次同緒方知三郎ノ作義 モノニシテ斯クノ如キハ日常經驗上一般的ナリト認

ል

ナルコトヲ認メ得ヘキヲ以テ結局被告人佐鄕屋留雄ノ判 ニ係ル各鑑定書ニ依レハ斯ル感染例ハ極メテ稀有ノ事例

認メ得サルニ歸ス」と說明してゐるのである。(昭和八年 示所爲ト濱口雄幸ノ死亡トノ間ニハ刑法上ノ因果關係ヲ 二月二十八日東京控訴院判決、 法律新聞第三五四五號所載、 小

説を採用するものであること、 に於ける條件説の立場にあるもので、第二審が、相當條件 野教授、 刑事判例四二頁以下) 第一審が、 改めていふまでもない。 所謂因果關係論

さて、それなら、

本件に於いてどちらの判斷が正しい

ぬ問題である。

謂「人ヲ殺シタル者」に該當するかどうか。該當するも 釋と適用の問題である。此の場合に、犯人は、刑法に所 か。事柄は、 のと解することは、 般でも、 濱口首相が狙撃せられて半年以上もたつてか 前叙の如く、まさに刑法第百九十九條の解 おそらく困難であらうと思ふ。世間

> 因果關係の認識が故意の內容となるならば、その点から うだとは考へながらも、腹部疾患で死んだ、お氣の毒な Ġ, いと思ふが、然し、 も本件を未逐とみることについて、疑問となる餘地はな また斯く解するのが正當なのである。若し通説の如く、 ことをした、と云ふのが通常であらうと思ふ。刑法上も であらう、固より、ピストルで撃たれたことが原因だそ たとき、普通、 叙上の如き稀有の經過を辿って死亡したことを聞い ピストルで撃たれて死んだとは云 これは改めて別に考へなければなら はない

關係ヲ認メ得サル」ものと考へるのは、 犯人の所爲と「濱口雄幸ノ死亡トノ間ニハ刑法上ノ因果 結局正當と考へるのであるが、上來くりかへし謂ふ如く、 斯くて私は、本件を殺人未逐とみる第二審の見解が、 間違つてゐる。

八三

な刑法上の因果關係といふものを考へるのは、疑ひもな 經驗科學一搬に通用する因果關係といふもの以外に特別

因

果

關 倸

八四

第二號

gr. 究 第十四卷

くあやまりである。犯人の行爲と濱口首相の獨しとの間

本件は、 の因果関係の存立は、否定すべくもない。 犯人に對して殺人旣逐の責任を負はしむること 唯、解釋上、

を得ない場合であるに過ぎないのである。

=

從來、 因果關係論に關聯して最も實際上の問題となっ

が、

過般、

此の規定に闘聯して

『大岡越前守伺』といふ

る反對說があるにも拘らず、 てゐたのは、傷害致死罪に關するものであつた。有力な 大審院は終始一貫して結果

結果にまで責任を負はされてしまふことになる場合があ 加重犯について重き結果の豫見可能を要件とせず、大躰 に於いて所謂條件説に從ふために、

る。 以下、澤山の判例のうちから、

道をするのを許して頂き度い。 德川

候者外の病にて相巣て疵つけ候ものの事」を規定し「元

のを摘錄しようとするのであるが、

刑法「お定書百箇條」の第七十三に「疵つけられ 犯人は思ひもよらぬ 若干の注目すべきも 此の際いささか寄り

一頁)。

ものを寓目した (青川弘文舘本、徳川禁令考後聚第五帙三四

時の用法よりは餘程進歩したものがあると思ふのである

ばざる事」としてゐる。

無制限に結果加重罪を認める現

にて死候に紛之なきにおいては相手下手人(死罪)

に及

なき處平癒の内餘病差發り死候はば彌吟味を遂げ、餘病 文三年極」で「手疵負ひ候者元より死に及び候疵にて之

事實の概要とうである。享保十七年四月十六日田中庄

下女りんと申者と「子細不知兩人共喉壹ヶ所つつ手負罷 右衛門下人平六といふ者が主人宅にて隣家齊藤與右衛門

在候」旨訴え出た。檢使を差遣した結果、 兩人なも死ん

でゐない「見分之躰申合相對死の覺悟の樣子にては無御

座候兩人共に言舌叶不申吟味難成候」といふ次第で兩人

共請人のところで養生させたところ次第に恢方に赴いた

が、閏五月十三日りんは急死した。見分遣候處りん喉の

の未逐でないことは判明した。そこで『何』 當り急變にて痰差込相果候旨本道外科共に申候」とい **疵所最初は貮寸程の疵六分程に成り過半癒申候處兩溫** 平六の疵がなほつて から取調た結果、 は S à. 情死 ので

ઢ K

IJ

(事實)

3

某

タ

ル

申間敷候、 ては無之旨醫師申候得共、元來手疵無之候はば急變も出 ある。「りん手疵は段々癒寄候處急變出相果候疵故の儀 畢竟手疵故急變出りん相果候上は平六下手人 K

自己ノ提供シ

夕

ル

モ

ノナル

ŀ

主張シ且被告人ニ對

シ

酒

ヲ

說に對し もなるであらうか。 なつてゐる。 將軍吉宗 理 由は何 の裁斷が相當因果關係說といふことに 與味のある事例なので、 も書いてない。 大岡越前守の條 掲げさして 作 が、

之に對し七月五日の御下知として

「遠島可申付」と

葢

可被仰付候哉」

即ち此

Ø

何の趣旨は完全な條件説である

(二三) 乞食の喧嘩(本人の行爲の介在)

もらうことにする。

ところで、

判例にかえる。

タ

ル結果同人ヲシテ該火傷ニ

基ク心臓麻痺ニ因

IJ

死 ラ

加

例集第六卷三四三頁.

因

果

關

倸

傷害致死被告事件

(昭和二年九月九日大審院第一刑事部判决、 棄却、

> 焚火ヲ爲シ飲酒シ 原審相被告今田某並ニ藤田某、 神戸市辨天町辨天濱所在市役所ノ糞尿車置場ニ於テ 外數名ト共二同人等カ豫テヨリ 被告人ハ大正十五年十二月一日午後八時頃 タル 處藤田某カ被告人ノ購 倉橋某、 假 ノ纏所ト爲 津田 ۲ 某 々 ル シ 居 酒 田村 ヲ ij

氣勢ラ示スヤ更ニ今田某ト共ニ鐵棒ヲ附シ 腹シテ藤田某ヲ手ニテ殿打シ同人カ詡罪シツツ 勸ムルニ際リ酒壜ヲ逆手ニ 握リタル 3 IJ 今田某ト共ニ タル糞尿器 ŧ 反抗 立 ,

左側大腿部等ニ高度ノ火傷及左側前額部等ニ ラ捉へ焚火ノ上ニ**數**回同人ヲ**横**ヘテ**苦**悶セシメ以テ其 (證第一號)等ヲ以テ藤田某ヲ亂打シ果テハ其ノ手足 打撲傷

スルニ至ラシ × タル ŧ ノナリ

原審判決判示ノ如ク原審相被告今田某ト共ニ被害者藤田 上告理由) 辯護人岩間龍雄上告趣意書本件被告人カ

法

某ヲ

ヲ横

弱乃至麻痺ノ重大ナル原因タルモノニシテ高度ノ火傷 及左側前額等ニ打撲傷ヲ加へ 、某ヵ右被告人ヨリ傷害ヲ受ケタル後自ヲ海中ニ投シタ タヘテ苦悶セシメ以テ其ノ左側 「亂打シ果テ ノ介入スルコ リ死亡ス が果 明 サル 々 ノ火傷後急速ナル體溫 散見ス か瞭ナル 結果負傷者ニ シテ然 處 ナリ jν ル 處ナリ且原審鑑定人桂田某 = 25 其 ŋ ŀ ト原審證人倉橋某、 至リタル ŀ ŕ ・ス然 J ノ手足ヲ捉へ焚火ノ上ニ數回 水ヲ注 ス u =  $\nu$  $\nu$ 、タルし 事實 ハ シテ常識的ニ ŀ 被害者藤田某自身ノ介入 .キ爲ニ大事ニ ŧ ア逸出 上叙事實ハ ŀ ラ間 事實 大腿部ニ高度ノ火傷 モ亦心臓機能ノ衰 津田某等ノ陳 = *>* \ 云 明 *)* \ 一フモ 至リタル 共 ノ鑑定ニ見 右被害者藤 瞭ニシテ疑 ノ心臓麻 明 ナ 同 例 ル 述 人 ケント ト謂 傷ヲ受ァタル後其ノ 死因ニ關スル疑存セサル以上ハ右事實ノ認定ハ 判決ニ援用セル鑑定ニ徴シ明確ニシテ他ニ溺死其 人ニ加ヘタル高度ノ火傷ニ基ク心臓麻痺 チ テ刑法第二百五條第一 決ヵ此點ヲ無視シ右事實ヲ明 テ斷スヘキヤヲ決定スヘキモ 被告ノ罪ヲ單ナル傷害ニ止ルヤ或ハ進ンテ傷害致死ヲ以 爲ノ介入カ於定的重大サラ有スルヤヲ明 無視シ證據ニ 判決理由) ハ シテ自ラ水中ニ投シ之カ爲ユ急速ナル體溫 -1}-ルヘカラス 3 本件被害者藤田某ノ死亡カ被告人等 ラサル不當 苦痛ニ 故二 項ヲ適! 所論ノ如ク被害者藤 勝へ ラ判決 用 カ ノト云フヘシ然ルニ原 ス岩クハ新 = シ タル t ンナリ ス卒然傷害致 **/**\ 因果關係 ニ因ルコ Þ 思惟 ナル暴行ヲ避 ニシテ始メテ 相當 田 某 ア逸出 ア他 ŀ į 姖 カ **火** ナリ 法 ハ カ同 ラ以 審判

原 ī

則

痺ニ因

フ可

カ

ラ

實ナリ カ同人ニ加へタル火傷ト被害者ノ心臓麻痺ニ因ル死亡ト ŀ ス ル ŧ 右被害者藤田某 ジノ行爲 ノ介入ハ 被 (告人等

被告人 行爲

罪

ラ断

ス

ル

=

重大ナル

影響ア

リト

ィ

フ可ク先ツ

カ

傷害

ŀ

致

死

۲

因

屎

ノ關係ヲ中斷シ

タ

ル

t

玄

4

ヲ來シ心臓機能

ノ衰弱叉ハ

其

1

麻

痺

ノ程

度

ヲ

加

タ

n

專

۲ ハ

コ

п

ナ 往 狼狽シタ

世上

ル

ニ高度

N 田

事實

=

3

IJ

テ

以テ死亡ノ原因ヵ傷害其レ自體ニ因ルヤ或ハ被害者ノ行

於 ケル因果關係ヲ中斷スル Ŧ ノニ 非ス何トナレハ

+

年十月二十一日午後一時頃ニ爲サレ夫ヨリ

部落ヲ異

藤田某ハ水中ニ 被告人等ノ加へ タル 投 ス ル 高度ノ火傷ニ モ 急速テル體溫 シ テ無 ア逸出 カ ŋ = t 因り心臓 ハ被害者

(二四) 兄弟嗚嚀 (醫師の行爲の介在) 麻痺ヲ來ス

J

ŀ

ナ

カ

n ^

ケ

v

/١

ナ

ij

傷害致死事件

(上告理由)

辯護人上告趣意書第一點原院

判決ニ於テ

· 案却、判例集第二卷四五八頁) 《大正十二年五月二十六日大審院第三刑事部判決、

鍬ヲ以テ 被告ハ兄園吉ノ暴戾ノ行動ニ憤激シ在リ合セタル 同人ヲ酸打シ同 人ノ左顱頂骨部ニ矢狀徑曲 萬能 

死 分五厘棱徑三分五厘 N ナリ 基因 長五 ス 寸 ŀ n ノ認定ニ 腦炎二 龜裂骨傷 基 因 のヲ存ス ーキ傷害致 リ死亡シ ノ菱形 ル ナ 死 タ 皇 打 撲剌 ル ス ノ法條ニ ŧ ル 創ラ負 , 欠孔及其 ナ 則 n IJ 力 25 處斷 故 3 , 前 x 傷害致 該 t 後 刺 ラ = 亘 ν 創

居ル

Ŧ

(幾多の證據を綜合すれば)本件加害行爲ハ大正

因

果

關

倸

應診 ル ル 南矢名ノ榎本醫師方ニ應診依賴ニ赴キ J ŀ セ ル迄ニ 洵 ت 明 ハ カ = 加害行爲後 3 テ共 ノ當時ニ於テ被害者 少サク ŀ ŧ 同醫 時 間餘 カ別 俪 ヲ經 カ 鋄 現

場っ

=

t

過

セ

臥床 左程 = 居り言語明 醫師伊藤某ニ對スル司法警察官ノ聽取書第九現在被害 ス 甚大ナラ ル コ 膫 ۴ ナ モ Ť jι ナ 'n ヲ以テ見 ク依然 モノ 夕 トシテ座敷 n v J *>* \ 傷害カ トヲ窺知ス 1 火鉢 死 ヲ 招 n 1 側 ヲ 致ス 得 端 ヘシ ^ 井 座 氼 程 シ

者ハ私カ治療シテ居 功 幸ニシテ内部貴要 ノ器管ハ損傷セ 7 センカラ群シイ事ハ判リ ス脳膜炎等ノ續發症

IJ

~~

セ

位テ治 ヲ起 於テモ被告ニ |サスシテ尋常ノ經過 ル モ 1 þ 對 忠 シ ۲ 辯護人 7 ス ラ採 ŀ ノ質問 ノ記載並 ij 7 = 3 對 二東京控訴院 タナラ シ 伊 約二ヶ月間 公判 ۷١ 折 惡 廷

生存シ居ルヲ以テ見レハ伊藤醫 師 ノ陳述 ス n カ如

モ

ス シ

代診

カ

纫

ヤリ 1

7

タ

ト答辯

シ被害者

力被

害後

一ヶ月

ク兄

ノ治療

時

バ

流 3

行性感冒

ノ爲從事

ス

ル

コ

ŀ

カ

畄

來

八七

法

へキ施術ヲ爲シ居リタランニハ腦窒周圍ニ於ケル膿竈部貴要ノ器管ニ損傷ナキヲ以テ若シ通常醫師トシテ採

'n

因ヲ成シタリトスル

モ暴行ト傷害致死ノ結果ト

う間

云

行為ニノミ基因 中樞 IJ ス 被害者園吉ノ ル分泌物 壓迫ヲ発 ノ除 スルニ レ得 致死 去其ノ他  $\sim$ 非 キ事推知 , 結果ハ獨リ スシテ醫師カ採 適當ナル ス ル 被 治療ヲ行ヒ以テ重要 = 告カ爲シ 難 ル カラス果シテ然 ^ 丰 相當 タ ル 傷害 ラ注 3

致死 因 ス ル脳炎ニ依り死亡シタル 1 間 = 競合關係アルヲ無視シ モノト タ 判斷 ル ŧ ) シ タ = シテ ル ハ傷害 相當 ۲

不拘原審ハ單純ニ鑑定人ノ鑑定書ヲ基礎

トシテ刺創

基

意及診療ヲ爲ササ

'n

=

ŀ

力

反テ致死ノ近因ト見得

キニ

實認定ヲ非難

ス

ル

三過

キ

サ

v

ハ

上

告ノ理由

ト爲ラス

實 ス 治療ヲ爲 ラ認 A シ キ 办 判示 ル ŧ ナキ 尙洽癒せ 力故 ス = シ 理由不備 テ死亡シタ ノ違法ア ル ŧ n , モ ナ ) N ۱ 車

體 結果ニ對スル 判 剉 決理 スル醫師ク診療上其ノ當ヲ得サリ 由 茍 一ノ原因 モ他人ニ 一トナ 對シ加ヘタル暴行カ傷害致死 ν ル以上ハ縱令被害者ノ身 ź = ŀ カ他ノー

> 據ノ一 係 果關係 成立要件ニ ノ存ス 端ヲ捉 ノ存 ル 缺 :在ヲ コ ヘテ ŀ ル 認 所 *ر*ر 原判決 原 ナキ ム 審 n , コ 1 職 ジ認 ŀ ì ナラ ヲ得 權 Ξ × 屬 ታ ス本件 ヘキヲ以テ傷害致死罪 ヌ 'n 所 ル 證據ノ判斷取捨事 ナ = 於テ所論競合關 リ畢竟論 示 ハ證

(二五)亂暴な親方(他人の暴行の介在)

事實審理破毀自判、判例集第九卷七六一頁〉(昭和五年十月二十五日大審院第三刑事部判決

傷害並傷害致死被告事

子件

月百二十 モ , 判決理由) ナ i 七番地 ŀ コ p 昭和四年四月十七日名古屋祭 被告人忠次郎 ニ於テ喫茶業 ハ名古屋市西區志摩町五丁 ノ傍人夫請負業ヲ ニ際シ市 營 居 內 n

被告人居宅前ニ歸リタルニ右人夫ノ監督ノ任ニアリシ被傳馬町ニ人夫十九名ヲ派出シ該人夫カ勞働ヲ終ヘテ同夜

告人方常傭人夫寺西繁太郎及西山常男ヨリ右人夫ノ中青

仕事 = × ダ ルモノナリロ 中略

辯護

人ハ青木宇吉ノ頭部

二於ケル創傷ト同人ノ溺死

ŀ

精勵 ル 木宇吉及川西安次郎 所 ナク右兩名ヲ懲戒 セ ス 且其 ノ命ニ從 ラ兩名 スル ハ サ 'n ノ目的ヲ カ酩酊シテロ實ヲ構 シ旨聞 知スル 以テ右自宅前 Þ 茰 = 街路 調査 ス =

撲挫傷 於テ簿記用丸棒 シ 同 人ノ顧頂部正中線ヨリ多少左側 筒 及 八前額面 (證第一 .右端ニシテ同側外方ノ直 號 ヲ以テ右字吉ノ頭部ヲ歐打 = 偏 シタ 上方ョ ル筒所 が顧 三打

五分經 ŀ 離 コ 過 v タル 同人ハ漸ク川ヲ渉リテ岸ニ上リ同所ヨリ南方約 シタル頃偶 江川 = 架セル泥江 々同所へ來合セタル寺西繁太郎及西 |橋附近ニ至リタルニ約十

解ヲ生セシメタル上右自宅前街路ニ沿フ江川

二押入

レタ 合離

額部ノ 上界ヲ

略矢狀ニ走ル打撲傷兼頭蓋骨骨折並縫

n

山常男 因テ全然水中 創傷ハ 宇吉ヲシ | 唉テ同 一投込 ノ爲面 人ヲ  $\nu$ シテ泥水ヲ飮ぇ間モナク タ 部ヲ下ニ ∄ ラテ重 ŋ ル 首ヲ上クル力ヲ失ハ 處被告人忠次郎 症脳震蕩症ヲ起シ シテ再ヒ同 ブ與 加 ノ水深八寸内外ノ場 シ 溺死スルニ至ラシ 反射機能ヲ喪失シ ヘタ × 右前後 ル前 弱揭頭! プイ行為 部 j

所

被告人寺西繁太郎及西山常男 , ŧ 間 , ナリ = 因果關係ナク假 ト辯 疏ス ν ŀ 三其 ŧ 按 ス ノ關係ア ル ノ行爲 드 茍 IJ ŧ = 因 犯 ŀ 人ヵ他人ヲ傷害 IJ ス ф ル 斷 ŧ 第 サ v 審相 タ n

因ル致死ノ結果ノ發生ヲ助成スル關係ア モ更ニ事後ニ於テ第三者ノ其ノ被害者ニ與 ŋ タル以上ハ犯 ヘタル暴行ニ

其ノ腦震蕩カ未タ死ノ直接ノ原因トハ

爲ラサ

ij

シトスル

シ依テ早晩腦震蕩ニ陥ルヘキ原因ヲ

興

タ

n

ŀ

+

ハ

從

令

其ノ效果ハ第三者ノ傷害行爲ノ介入ニ依リテ 行爲ハ被害者ノ死亡ノ單獨ノ原因ニアラサ ナレハ此ノ如キ關係アル場合ニ在リテハ犯人ノ傷害 り シ 中 ŀ 斷セラ 同時

何

ŀ

人ハ當然傷害致死ノ罪責ヲ負ハサルヘカラサル

ŧ

Ĭ

ŀ

ス

モノト謂フへ アーニ 外ナラサ キニハ ァ v ラスシテ究竟致死 ハ ナ り而シテ 、本件字吉死亡ノ ナル 結果

因 果 驑 倸

結果ハ

唯獨リ繁太郎外一名カ同人ラ江川

ニ投入シタル行

共同原因

タ

ル

カロク変き人む欠いかず己目ん奉ヲリテアを1項のニ問爲ノミニ基クモノニ非スシテ前揚證據ニ依ソ判示シタル

ヲ喪失セシメタルコトト偶々其ノ後ニ介入セル右繁太郎傷ヲ加ヘタル爲同人ヲシテ重症腦震蕩症ヲ起シ反射機能カ如ク彼告人忠攻郎カ簿記用丸棒ヲ以テ字吉ノ頭部ニ創

外一名ノ江川ニ投入シタル行爲ト相竢テ宇吉ヲシテ深サ

八寸内外ノ水中

3

リ全然首ヲ上クルカナク泥水ヲ飲ミ溺

考衰

セル祖母ヲ殿打シ以テ其右肩胛閼節ノ脫臼ヲ惹起

Ł

名ノ介入行爲ハ被告人忠亥郎ノ本件行爲ト宇吉ノ溺死ト死スルニ至ラシメタル案件ナリトス從テ叙上繁太郎外一

トスノ間ニ於ケル因果關係ヲ中斷セサルモノト解スルヲ妥當

(二六) 老祖母の死亡

傷害の件

薬却、判決錄第一九輯八八六頁)(大正二年九月二十二日大審院第二刑事部判決、

時ハ其原因ハ直接原因ナルト間接原因ナルトハ之ヲ論ス(判決理由) 凡ソ結果ノ發生ニ對スル原因ヲ與ヘタル(判決理由) 凡ソ結果ノ發生ニ對スル原因ヲ與ヘタル棄却、判決錄第一九輯ハハ六頁)

ル

ヲ要セス又其原因ノミニテハ結果ヲ發生セスシテ他

原因ト相合シテ結果ヲ發生シタル場合ナルト否トハ之ヲ

問フ所ニ非ス而シテ特定ノ行爲カ原因トナリ特定ノ結果

示スル所ニ依レハ彼告ハ當時七十九歳ノ高齢ニ達シタル者ハ其結果發生ニ付キ原因ヲ與ヘタルモノトス原審ノ判識經驗ニ依リ之ヲ認識シ得ヘキ場合ハ其行爲ヲ爲シタルヲ發生シ又ハ之ヲ發生スルコトアルヘキコトカ吾人ノ知ヲ發生シ又ハ之ヲ發生スルコトアルヘキコトカ吾人ノ知ヲ

月餘ヲ經テ遂ニ死亡シタルモノトス斯ノ如ク被告カ七十シメタルカ爲メ同人ハ病床ニ呻吟シ衰弱日ニ加ハリーケ

ノ如キ經過ニ由り其死亡ヲ來スヘキコトアルハ吾人ノ知九蔵ノ老衰者ニ對シ上述ノ如キ傷害ヲ加フルトキハ上述

識經驗に依り之ヲ認識シ得へキ所ナレハ原審カ被告ノ右

シテ上告論旨ハ其理由ナキモノトス所爲ニ對シ刑法第二百五條第二項ヲ適用シタルハ相當

傷害致死被告事件(二七)刺創に基づく餘病による死亡

### 判例集第一〇卷三六五頁) (昭和六年八月六日大審院第二刑部判决" 棄却、

(判決理由)

原判決ノ認定シ

タ

ル 事實

=

依

ν

ハ

井

上

ハ

上告論旨

=

ル

被害者

力 ラシ ムヘキ

ビ刺身」

ヲ

食

シ

夕

ル

ノニ

非サル限

リ因果ノ連絡ヲ認

モノトス本件ニ

於

ノ テ

事ア

=

過 ŋ

サ ス

v ŧ

ハ之ニ因リ病勢ニ不良

ノ影響ヲ與

タ サ

ル

J

۲ ソレ

ァ カ

> ŀ キ 依

ル

ŧ

以テ因果關係ヲ遮斷スト爲スヲ

云フニアリテ原判決引用ノ鑑定人敵塚助洽 腹膜炎右纖維性肋膜炎並該疾病 市 セ jν ハ被害人ヵ加 ク ル 1 ブ性肺炎ノ爲死亡ス ^ タ ル 刺 創 三因 ル り継發 = 因 = 至 ル 身體衰弱 IJ セ タ ル腎臓出 ノ鑑定ニ ル モ ) ノ際併發 ナ ML 参照 急性 ŋ ŕ

得

باز

ヤ明

ナ

前

記の如く、

大審院は、

大躰に於いて、

因果關係論に

サ 病 副因ト爲リテ被害者ノ死亡ヲ招來スルニ至 ル ノ疾病ヲ醜シ其ノ間接ニ生シタル餘病カ主因ト スレハ被告人ノ傷害行爲カ原因ト爲リテ直接間接ニ ル ノ發生ヲ見ル J ヲ以 ኑ ヲ認メ得ヘシ而シテ判示 テ該餘病 :1 ኑ カ死亡ノ主因ナリ ハ 常在ノ事實ニシテ稀有 ノ如キ ŀ 病體 ス ル モ被 リタルモノ 在 ノ現象 告人 ル者 ・ナリ他 幾多 分符 = 餘 非 ナ カ

て 經驗 つて ŀ 也 述ノ如キ 十九歳ノ老衰者ニ對シ上述ノ如キ傷害ヲ加 ふ譯にもいかない。 於いて條件說を採るのであるが、必ずしも一概にそうい زر 吾々の立場からしても正當と謂はなければならぬ。 **ゐるのは、** 常在 で「判示ノ如キ病躰 = 依リ之ヲ認識シ得ヘキ所ナ 經過二 ノ事實ニシテ稀有 所謂、 由り其死亡ヲ來スコ 前掲(二六)で「斯ノ如ク被告カ七 相當因果關係說に從ふものであつ = ノ現象 在 ル者 三非サ v = 一餘病 2 トア 一と説明. jv ル ノ發生ヲ見 ヲ以テ」と謂 ハ フ 吾人ノ j٧ ኑ キ ルコ 知識 ハ 上

法 政

究 ス 餌二何等

カノ關係ヲ有シ且假ニ該攝取ニ付被害者ニ多少

ノ不注意アリ

タリト

ル

モ其ノ事由ニシテ異常特殊ノモ

ナル

コト

勿論ナリ又該餘病ノ發生カ被害者ノ揖リ

نار ŧ

食

爲ト死亡ノ結果ト

ノ間

ニ法律上因果關係ヲ認

ムへ

+ 夕

,

重き結果の發生の豫見可能を要件とする場合と、實際上そして斯くの如く解する限り、所謂結果加重罪について

の適用を殆んど等しくすることになるのである・

(此の項終る)